公益財団法人ソフトピアジャパン

令和元年度産業人材育成事業「サマーキャンプ 2019」運営請負業務 仕様書

公益財団法人ソフトピアジャパン令和元年度産業人材育成事業「サマーキャンプ 2019」運営請負業務の実施について、公益財団法人ソフトピアジャパン(以下「甲」という。)は、請負人(以下「乙」という。)が請負うべき運営業務の仕様を次のとおり定める。

1 業務の目的

本業務は、別表に定める目的で行う研修をより効果的に行うため、乙が運営業務を請け負うものである。

2 業務名

令和元年度産業人材育成事業「サマーキャンプ 2019」運営請負業務

3 業務の内容

乙は、研修日程、研修時間、研修内容等について、甲の指示に基づき実施しなければならない。主な項目については、別表のとおりとする。

4 開催日及び実施場所

当該研修の開催日、開催時間及び実施場所は、別表のとおりとする。

5 研修内容の変更

当該研修において、乙がやむを得ず講師又は講義内容の一部を変更するときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

6 教材について

研修で使用する受講者数分の教材(テキスト、補助教材等)については、乙が準備するものとする。

7 機材について

研修で使用する機材については、甲が準備する。

8 受講者の募集等

研修の受講者の募集、受講者受付、会場、宿泊などの実施場所の手配等は、甲において行うものとする。

- 9 業務遂行の条件
 - (ア) 乙は、業務に誠意をもって従事するものとし、令和元年度産業人材育成事業「サマーキャンプ 2019」における研修、演習及び実習に、必要かつ十分な知識と経験を有する業務従事者を選任すること。
 - (イ)「App Store」への登録
- 10 業務実施体制

契約締結後、速やかに本業務の実施に関する連絡担当者を1名選任すること。

11 報告書類について

乙は、業務終了後、速やかに「研修実施報告書」(講師から見た所感・今後の課題等について記載) 及び「請負業務完了届」を提出すること。(様式は問わない。)

12 支払条件等

本業務の契約金額の支払いは業務終了後に支払うものとする。

13 業務の適正な実施に関する事項

(1)業務の一括再請負の禁止

乙は、乙が行う本業務を一括して第三者に請け負わせることはできない。ただし、業務を効率 的に行ううえで必要と認めるときは、甲と協議のうえ、その一部を請け負わせることができる。

(2) 個人情報

乙が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」の なりとする。

(3) 守秘義務

乙は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、本業務終了後も同様とする。

14 業務の継続が困難となった場合の措置について

甲との契約期間中において、乙による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 乙の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

乙の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、甲は契約の取消しができる。 この場合、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。なお、次期請負人が円滑かつ支障なく 当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、甲及び乙双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、請負期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期請負人に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供することとする。

- 15 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務
 - (1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

乙は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。

(2) 履行期間の延長

乙は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

16 その他

本仕様書に明示なき事項、または事業遂行上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

別表	
項目	内 容
業務名称	令和元年度産業人材育成事業「サマーキャンプ 2019」運営請負業務
研修目的	岐阜県内の高校生を対象に、合宿型のスマートフォンアプリ開発研修「サマーキャンプ 2019」(以下「キャンプ」という。)を実施する。このキャンプでは、高校生がアイデアを出し、企画からデザイン及び開発におけるプロセスを体験することで、今後社会で活躍するために必要な「プログラミング」「プレゼンテーション」「チームビルディング」などのスキルを習得することを目的とする。
受講対象者	岐阜県内の高校生
募集人数	20名(予定)
研修日程 ・時間	 ○令和元年8月22日から令和元年8月24日までの3日間第1日目:8月22日(木) 10:00~オリエンテーション第2日目:8月23日(金) 終日研修第3日目:8月24日(土) 13:00~アプリ発表会、15:00終了(うち、1時間は昼休憩とする。) ○令和元年12月16日(予定)アプリ体験会 15:00~17:00
講師体制	研修については、受講者の理解度を確認しフォローが行える体制として、講師1 名のほか5名をサポートとして充てる。演習及び実習については、受講生のチームごとに1名体制とする
実施場所	ソフトピアジャパン ドリーム・コア 1F ネクストコア 2F メッセ (岐阜県大垣市今宿 6-52-16) 宿泊場所 ワークショップ 24 7F ソピア・キャビン (岐阜県大垣市今宿 6-52-18)
研修概要	○3日間の研修期間の中で、アプリ開発に必要な知識の習得、演習による実践を踏まえ、アプリ開発に結び付ける実習を行う。 ○成果発表におけるプレゼンテーション能力を養う。 ○開発したアプリを「App Store」へ登録できるまでサポートする。
研修内容	 <基礎研修> ○研修に先立ち行うオリエンテーションにおいて、チームビルディングを行い、事業の趣旨や流れを十分に説明する。 ○研修では、iPod touch を使用することから、iOS アプリの概要、事例のほか、基本操作及び応用操作を習得する。 〈演習> ○アイデア発想法を習得する。 ○デザイン研修として、グラフィック制作アプリケーションの使用方法やユーザーインターフェースデザインを習得する。 ○自作アプリの作成など、実習に先立ち有効な演習を行う。 〈実習> ○テーマ「岐阜の健康」に沿ったアイデア出しと発表を行う。各チームが制作する作品のアイデアをコーディネートする。

- ○アイデアを発表できる機会を設け、アプリ開発チームを組織する。
- ○アイデアをブラッシュアップした後、ハッカソンなどの効果的な手法を用いて、 アプリ開発が達成できるよう、必要な説明・助言などサポートを行う。
- <個別開発指導、成果発表会指導>
- ○研修全般にわたり、必要な指導・助言を積極的に行う。
- ○制作した作品の内容を効果的に伝えるための発表に関するテクニック、資料作成方法、発表方法等を指導すること。

研修内容

- ○成果を披露する発表会を行う。
- <「App Store」への登録>
- ○研修の最終的な目標を「App Store」への登録としており、登録への申請手続きを行い、確実に登録できるよう、必要な精査や修正を行う。
- <サマーキャンプ体験会におけるサポート>
- ○12月16日に予定しているアプリ体験会において、開発したアプリ動作確認 や操作方法等をサポートする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

(収集の制限)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するにあたっては、個人 の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

- 第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、 その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人 以外から収集するときは本人の同意を得たうえで収集しなければならない。ただし、甲の承諾があ るときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用 し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、減失及びき損の防止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、 減失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければ ならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等 を複写又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(事務従事者への周知)

第8 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務 に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第10 甲は、乙が契約による事務の執行にあたり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査 することができる。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れのあることを知ったときは、速やかに 甲に報告し、甲の指示に従うものとする。